

常磐自動車道における交通の取締り等に関する警察官の職権行使について
の協定

福島県公安委員会及び宮城県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）における交通の取締り等に関する福島県警察及び宮城県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の職権行使について、次のとおり協定する。

平成26年11月25日

福島県公安委員会

委員長 長谷川 百合子

宮城県公安委員会

委員長 鎌 田 宏

（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、常磐自動車道における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通の取締り等に関する職権を行使することができる。

- (1) 福島県警察 福島県と宮城県との境界から宮城県内に50キロメートルまでの区域
 - (2) 宮城県警察 宮城県と福島県との境界から福島県内に50キロメートルまでの区域
- （交通法令違反事件の送致）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故事件に係るものを除く。）の送

致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

(交通事故事件の送致)

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件が発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

(細目的事項の委任)

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

この協定は、平成26年12月6日から実施する。